

○副議長（永森直人）火爪弘子議員。

〔33番火爪弘子議員登壇〕

○33番（火爪弘子）日本共産党の火爪弘子です。

質問に先立ち、一言申し上げます。

2月28日、アメリカとイスラエルがイランに対する大規模な軍事攻撃を開始しました。イランの最高指導者ハメネイ師が殺害され、連日多くの犠牲が拡大しております。攻撃は国連憲章と国際法をじゅうりんする主権国家への無法な先制攻撃であり、決して許されません。日本政府がトランプ政権に対して、軍事攻撃を直ちに中止し、外交努力での事態の打開を図ることを強く求めるべきです。軍事攻撃の即時中止を切に願い、以下質問に入ります。

まず、衆議院選挙の結果について伺います。

さきの衆議院選挙は、自民党が単独で3分の2を超える316議席を獲得する結果となりました。高市首相に対する有権者の期待の表れが大きな要因とされていますが、自民党の比例得票は投票した有権者の36.7%に過ぎず、3分の2もの議席は小選挙区制という選挙制度に助けられたものと言わなくてはなりません。

選挙後の2月14、15日にマスコミ各社が行った世論調査では、自民党が今回得た議席は多過ぎると答えた人が朝日新聞で62%と多数を占め、日経新聞の調査でも、もっと少なくてもよかったが49%に上ります。高市首相の言う国論を二分する政策についても、積極的に進めるほうがよいが30%に対して、慎重に進めるほうがよいが63%です。今後進めてほしい政策については、どの調査でも最も多かったのが物価高対策で、読売新聞では81%、朝日新聞では51%で、改憲は僅か5%しかありませんでした。

知事は国民のこの声をどう受け止めておられるでしょうか。今回の選挙結果をもって、高市首相が国民の信を得ることができた、国論を二分する政策に積極的に挑戦したいなどと発言することには道理がなく、国民の理解も得られないと思いますが、知事の見解を伺います。

選挙後、憲法9条への自衛隊明記をはじめ、高市政権が軍備拡大と戦争する国づくりを進めようとしていることに不安の声が広がっています。高市首相が安全保障関連3文書の見直しに向けて、非核三原則の見直し議論を示唆していることに対して、日本原水爆被害者団体協議会が昨年11月にその堅持を強く求める声明を発表し、広島県議会、長崎市議会も相次いで非核三原則の堅持を求める意見書を決議しています。

今、アメリカやロシアなど大国が国際法違反の軍事侵略を行い、核兵器が実際に使われる危険性もかつてなく高まっている世界情勢の中で、核兵器が日本に持ち込まれれば、日本が核基地となり、核攻撃の標的となる可能性も生まれます。日本政府には、このようなときだからこそ、唯一の戦争被爆国として何よりも核兵器のない世界の実現に向けてイニシアチブを発揮することが強く求められています。

富山県からも政府に対して非核三原則の堅持を強く働きかけるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、能登半島地震からの復興について伺います。

能登半島地震の被災世帯に対する被災者生活支援金の支給については、先日熱い議論が菅沢議員と知事の間で交わされました。

1月末現在、国支援金は対象の818世帯の61.4%、県の支援金は

対象212世帯の79.1%が到達です。さらなる徹底を求めるものです。同時に、上限300万円ないし250万円の国支援金対象者のうち、100万円か50万円かの基礎支援金しか申請できていない193世帯の現在の暮らしがどうなっているのかということです。全壊、大規模半壊の被害を受けながら、自宅の再建も補修もできない、賃貸もしていない。被災地では更地や空き家が増え、避難された世帯が戻らない状況が広がっています。

被災者生活再建支援金制度の上限金額や支援対象の拡大と併せて、同じ被害を受けたのに100万円とか50万円しか支給されない制度の見直しも国に働きかけるべきではないでしょうか。今後どう支援をしていくのか、知事に伺います。

富山市東蓮町では、宅地液状化防止事業に対する住民への意向調査に対して、地下水位低下工法に、希望する、協力するとの回答が83%に上り、1回目の調査にもかかわらず、希望しない、協力しないとの回答は9%にとどまりました。希望しない主な回答理由も情報不足、工事による家屋等への影響に対する不安などで、個別に丁寧な説明や協力要請がなされれば理解は可能だと受け止めています。

被災地域の方々からは、被災後も地面の傾きが進んでいる、このままでは住宅再建の判断ができないなど、事業の早期着手を求める切実な声が寄せられています。県にも被災地に寄り添った支援を強く要望するものです。

県内各地の地下水位低下工法の検討状況、見通しについて土木部長に伺います。

学校給食の無償化について1問伺います。

4月からの学校給食の無償化については、中学校も無償化する自

治体と小学校まででとどまる自治体と、県内でもばらつきが生まれています。県が特別支援学校の中等部の給食無償化を見送ったことは残念です。少しでも早く県内全自治体で中学校までの無償化が実現するよう、県が半額支援などを検討してほしいと思います。必要額はどの程度でしょうか。財源の確保など、市町村と共に今後どう検討しようとしているのか、知事に伺います。

次に、こどもの権利条例について伺います。

今議会に、富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例が提案されています。1989年に国連が定めた子どもの権利条約の理念を富山県でも実現、浸透させることを願って、条例の名称はこどもの権利条例とすることに期待してきました。条例の名称がいささか長いのはともかく、略称はこどもの権利条例とすることを提案いたします。

また、条例制定後も見直し、フォローアップすることも必要です。パブリックコメントでも、こどもサポートプラザに相談しなくても支援委員会への申立てができるようにしてはどうかとか、第4回有識者会議でも、子供が支援委員会への申立てを諦めることがないようにしなければならないとの提言がありました。私のところにも専門家の方から、子供にとってはつらい体験を再度思い出して初めから説明しなければならない苛酷なシステムだとの厳しい指摘が寄せられています。状況によっては、こども支援委員会に直接申立てができるようにしておくべきです。

これらも含めて、制定後のフォローアップの体制が必要だと思いますが、知事に伺います。

こども支援委員会は、専門委員を配置したしっかりした体制が望

まれます。オンブズパーソンという名前にするかどうかは別として、人件費、予算をしっかりと確保し、独自の体制を取って子供の声を丁寧に聞き対応しなければなりません。どのように取り組んでいくのか、こども家庭支援監に伺います。

教育委員会がこの条例からしっかりと学ぶことを期待しています。

学校が息苦しいと感じる子供たちが年々増えています。急増する不登校は決して子供のせいではありません。国連の子どもの権利委員会からは、過度な日本の競争教育が子供たちの心と体を傷つけていると指摘されています。管理主義的な教師の指導が子供たちを傷つけていないでしょうか。教職員の多忙化、連携不足も原因と考えられます。

昨年10月、文部科学省が公表した2024年文部科学省の問題行動・不登校調査の結果でも、県内におけるいじめ、不登校の数は深刻で、いじめの重大事案の発生件数において富山県は人口比で全国ワースト2位となっています。

教育委員会が子どもの権利条約と今回の県条例から何を学び、どう生かそうとしているのか、教育長に伺います。

新年度は、35人以下学級が中学3年生まで拡大されることを期待していました。国の制度から2年先行して少人数学級を実施するという従来の知事の立場からすれば、新年度は中3までだったはずで、それが中2の選択制でなぜとどまったのでしょうか。

11月県議会に請願を提出したゆきとどいた教育をすすめる富山の会の皆さんの資料によれば、2024年度でも全国27県が小中学校の全学年で35人以下学級を実施しており、富山県は後進県となっています。教育長の見解を伺います。

不登校のお子さんを持つ保護者の方々から、一人一人の子供に寄り添った通信制の高校を増やしてほしい、私立の通信制サポート校などの経済的負担を軽くしてほしい、不登校の子供たちの進学先の説明会や相談会を開いてほしいなど切実な要望が寄せられています。通えていない中学校に進路の相談に行くのもつらい、同時に、中学校の先生の情報にも限界があるようであります。

県立の通信制はハードルがまだ高く、私立の通信制は定員いっぱいだったり、授業料以外の経済的負担が大きかったり。県の不登校児童支援等に対する支援協議会があります。この協議会でもこうした不登校の中学生たちの高校進学の在り方についてぜひ位置づけて検討していただきたいと思います。どう取り組んでいくのか、蔵堀副知事に伺います。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置拡大や報酬の引上げを要望してきました。

名古屋市はスクールカウンセラーの1校専任配置を行っています。昨年度は、県もスクールソーシャルワーカーの配置時間を僅かですが増やし、新年度は、これも僅かですが報酬が増額されると聞いて歓迎をしております。引き続き、配置時間の大幅な延長を要望し、どう取り組んでいくのか、教育長に伺います。

次に、認知症予防と補聴器購入支援について1問伺います。

富山市が新年度から加齢性難聴者の補聴器購入への支援を始めるなど、県内でも支援に取り組むのは、新年度からを含めて6自治体にまで増えました。全国では、昨年度までに550を超える自治体で加齢性難聴者への補聴器購入支援が実現しております。しかし、県内の支援額の多くが二、三万円で、県としても市町村への支援が必

要ではないかと考えています。全国では東京、山梨、神奈川などで支援ないし支援の予定と聞いています。

新年度予算案の中で県が、認知症にやさしい地域づくり推進強化事業として、認知症予防のための難聴対策についての普及啓発に取り組むことに注目しています。認知症予防のために難聴対策が重要であることを県も認識し、周知に取り組むようになったということです。加えて、補聴器は難聴の症状が軽いうちから使用することが効果的だということも明らかになっております。

補聴器購入支援の検討を含め、県がどう取り組んでいくのか、厚生部長に伺います。

最後に、カーボンニュートラルと環境問題について3問伺います。

昨年12月に南砺市が、市内への日本最大のデータセンター誘致計画を発表しました。報道によれば、第1フェーズ13ヘクタールへの誘致だけでも受電量400メガワットの施設とされ、第3フェーズまで合わせると、将来的には3.1ギガワットが必要という驚くべき計画です。データセンターの必要性は否定しませんが、これほどの集積がなぜ必要なのかということです。

例えば、東京都昭島市に誘致計画があるデータセンターの受電量は300メガワットですが、年間のCO₂排出量は約180万トンとされています。これは南砺市の年間総排出量の3.6倍に当たり、富山県全体の年間排出量1,089万トン、これは2019年の数字ですが、この16.5%になります。第3フェーズまで進めば、県全体の年間排出量とほぼ同じ排出量となって、県の2030年までの削減計画は吹っ飛んでしまいます。

これはもはや南砺市だけの問題ではありません。問題なのは、地

元住民にもこれらの情報が全く開示されていないことです。地元には用地取得に対する期待がある一方、情報がほとんど示されていない、聞いても説明されないことに対する不安が広がっております。

誘致事業者は、これまで400メガワットのうち300メガワットまでの電力確保のめどが立ったと説明しているようですが、再生可能エネルギーでどこまで賄えるのでしょうか。県が責任を持って確認、指導すべきと考えます。知事政策局長に伺います。

我が党からもこの間、営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングの展開を提言してきました。これまでの南砺市2か所の取組に加えて、この3月1日に氷見ふるさとエネルギーと加納営農組合が連携した北陸最大と言われる営農型メガソーラーが運転を開始したことは頼もしい限りです。やはり自治体の姿勢が鍵だと痛感しています。今後、県内にどう広げていくのか、佐藤副知事に伺います。

最後に、昨年、岩瀬浜の清掃活動に取り組んだ市民団体の皆さんから、プラスチックの肥料用被膜カプセルが依然としてたくさん流れ着いていたとして、代替肥料の実用化はどうなっているのかとの質問をいただきました。

この間、農業研究所が硫黄コートによるプラスチックフリー肥料の研究に取り組み、JAの皆さんの協力で実証実験が進んできたこと認識しています。使用量はどのくらい減量できたのでしょうか。実用化への取組の現状と課題、今後の展望について、佐藤副知事に伺って、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）火爪弘子議員の御質問にお答えします。

まず、衆議院議員選挙の結果についての御質問にお答えします。

先般の衆議院選挙の結果、政府・与党が過半数を大きく上回る議席を獲得し、先月18日に第2次高市内閣が発足しました。国際情勢が不安定な中、強固な政権基盤と強いリーダーシップによって国政を力強く前に進めてほしいという民意が示された結果ではないかと受け止めています。

他方で、今回の選挙戦を通じて消費税減税が大きな争点の一つでしたが、解散から投開票までの期間が短かったこともあり、今後、代替財源を含めた制度設計などをしっかりと議論していただきたいと思えます。また、持続可能な社会保障の給付と負担の在り方、外交、安全保障政策などの政策課題については、さらに丁寧に議論を深めていく必要があると考えられます。

選挙は民主主義の根幹であり、主権者たる国民の意思が反映された結果ではあるものの、議員御紹介の報道各社の調査結果において、国論を二分するような政策に関しては慎重な対応を求める声があるなど、様々な意見があることは承知しております。

総理はさきの施政方針演説において、政策実現に向けて様々な声に耳を傾け、謙虚に、しかし大胆に政権運営に当たっていくとの決意を述べられました。高市内閣におかれては、政策の具現化に際しては国民や地方の声にも真摯に耳を傾けるとともに、党派を超えて丁寧かつ慎重に議論を尽くし、国民への説明責任を果たしていただくことを期待しております。

次に、平和に関する御質問にお答えします。

平成11年12月20日に本県議会で議決された非核平和富山県宣言に

あるように、世界の平和と繁栄のためには具体的な行動を積み重ねていくことが重要であり、より一層の国際的な相互理解、相互信頼を確固たるものに構築していくことが必要と考えております。

こうした基本認識の下で、本県では、戦争体験者による県内小中学校などでの語り部講話や中学校の修学旅行での広島訪問などの平和教育の推進に加えて、インドとの経済・学術交流やブラジルとの友好交流の推進、富山県人会世界大会の開催など、具体的な国際交流・協力事業を通じて世界の平和と友好の実現に取り組んできました。

また、昨年2月に議員も御同席いただきましたが、ノーベル平和賞を受賞された日本原水爆被害者団体協議会の皆様とお会いし、受賞のお祝いとこれまでの御労苦に対してねぎらいの気持ちをお伝えしました。さらに、6月には議事堂で開催された県被爆者協議会主催の原爆パネル展に足を運び、関係者の方々から被爆の実相をお聞きしたほか、8月には広島慰霊の旅に参加した高校生から現地での経験や平和、核への率直な感想をお聞きし、改めて核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた思いを強くしております。

議員からお話のありました非核三原則については、先般衆議院本会議において高市首相より、政府としては政策上の方針として堅持している旨の答弁があったと承知しております。また、この核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明され、この原則を国是として国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持してきたものと理解しております。ウクライナ、あるいはイランの状況など、日本を取り巻く国際情勢は厳しく複雑さを増しているところですが、唯一の被爆国である我

が国としては、非核三原則は大変重いものであると認識しております。

次に、被災者生活再建支援制度についての御質問にお答えします。

国の支援金は、被害の程度に応じて一律に支給される基礎支援金、そして住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金がありますが、加算支援金は、居住宅の再建方法を決定し、契約書の写しなどを提出した場合に支給されることになっています。今年1月末時点、524世帯に対し支給されており、うち、基礎支援金のみ支給されているのは、議員御指摘のとおり193世帯となっています。この支援金の申請期限ですが、2度にわたり延長した氷見市など3市では令和9年1月31日までであり、今も毎月一定の申請がきており、今後も申請は見込まれると考えています。

被災世帯のうち加算支援金の支給に至っておられない世帯の理由を被災市に聞き取りしましたところ、公費解体の進捗の影響などやむを得ない事情により住宅再建に着手できない場合のほか、被災世帯が住まいの再建方法を決めるのに時間を要していることなどが挙げられました。

折しも昨日、氷見市で災害公営住宅に64世帯が入居されるという報道がありました。この64世帯におかれては、基礎支援金は恐らく受給されていると思っておりますが、どのように住宅を再建していかれるのか考慮されているところだと理解しております。

また、住宅再建に係る借入れの利子補給制度、これは建設、購入、補修、いずれの場合も上限300万円まで助成しておりますが、こういった利子補給制度を創設するなど被災者の生活再建支援に取り組んでまいりました。

今後とも住まいの不安や悩みに対して寄り添った支援が行えるよう、庁内はもとより被災市とも連携し、被災者の住まいの状況の把握に努めてまいります。

被災者再建支援制度は創設以降、被災者に活用されるよう制度の見直しが数次にわたり行われてきました。県として能登半島地震の状況を踏まえ、被害の深刻度や液状化があるかないか、それぞれ被害の特性がありますが、それや物価の状況に応じた支給額の増額など、さらなる充実を要望しているところです。

引き続き、被災市などから被災者の住まい再建の具体的な課題や事例についてお聞きし、国に対して必要な働きかけを行ってまいります。

次に、学校給食無償化についての御質問にお答えします。

学校給食費の抜本的な負担軽減については、昨年末の国と地方の協議の場において、地方側、私ども全国知事会あるいは全国市長会などの意見も踏まえていただき、令和8年度から小学校の学校給食費について、月額5,200円を基準として国と県で2分の1ずつ負担し支援すること、そして、中学校給食について、小中学校の給食実施状況の違いも含めた課題の整理を行った上で検討するということが決まりました。

小学校の学校給食費については、県内の全ての市町村で国の基準額を超えております。そうした中で、令和8年度については、基準額を上回る額について各市町村が国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用して負担することになっています。また、令和9年度以降も無償化が実現できるように、これについてはこの支援金が見込めませんので、県も加わって市町村との負担の在り方

について令和8年中、年末までに結論を得ることにしています。

県内中学校の学校給食費を令和7年度の生徒数で試算をしてみました。総額17億円程度と見込まれます。国の財政措置がない中で仮に県と市町村で折半するとしても、県、市町村共に負担は大きいと言わざるを得ません。

中学校の学校給食費の負担軽減については、今後国で検討されることと承知しておりますが、県としては、まずは国の責任による恒久的な財政措置が前提であると考えておりまして、引き続き国に対し中学校の学校給食費の負担軽減が早期に実施されるよう働きかけてまいります。また、国から方針が示された場合には、小学校の学校給食費の負担軽減に係る対応を踏まえて、中学校の場合も市町村と協議してまいりたいと考えます。

私から最後になります。富山県子どもまんなか条例に関する御質問にお答えします。

今議会に提案した富山県子どもまんなか社会を実現するための子どもの権利に関する条例は、全ての子供がウェルビーイングで生活を送ることができる子どもまんなか社会の実現を目的としていまして、その目的を達成するためには、大人と子供の関係や子供同士の関係において子供の権利を尊重、擁護することが重要であり、そうした考えを広く知っていただくためにこのような名称にしました。

略称について言及されましたが、子供を真ん中に据えて保護者、学校などの教育関係者、福祉施設関係者、市町村などオール富山で支え育む体制を築くという条例の基本的考え方が県民お一人お一人に浸透していったほしいという願いから、富山県子どもまんなか条例と我々は考えていると御理解ください。

条例の正式名称については、いろいろな条件もあり、何分長くなってしまいました。略称は、火爪議員の御自由にされればよいのではないかと思います。

また、こども支援委員会への申立てについては、こども総合サポートプラザでの相談を前提としているわけですが、これは子供に関する4つの相談機関が連携してワンストップで対応することができ、きめ細かな支援につながると考えたためです。

今後の条例の見直しについても言及いただきましたが、こども支援委員会などの施行状況などを踏まえて、県議会の御意見もお聞きしながら随時必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）蔵堀副知事。

〔蔵堀祐一副知事登壇〕

○副知事（蔵堀祐一）私からは、不登校生徒等の学びの場についての御質問にお答えいたします。

県立の定時制・通信制高校では、スクールカウンセラーや通級指導担当教員、就職支援員などを配置し、不登校経験者を含め、様々な生徒に対応してまいりました。

今年1月に取りまとめました新時代とやまハイスクール構想実施方針では、多様な生徒に対応した教育を確保する観点から、現在の配置を維持することを基本としつつ、今後、全日制高校、例えば第1期に設置予定の誰一人取り残さない教育の実現を図る学校との関係についても整理しながら必要な検討を進めることとしております。

また、私立の通信制高校に通われます生徒さんへの負担軽減につきましては、新年度予算案におきまして、国と共に通信制高校を含

む私立高校に通う世帯の就学支援金について所得制限を撤廃し、支援額の上限を引き上げる、いわゆる高校無償化のための経費を計上しております。授業料以外につきましても、支給対象となります御家庭には学用品購入や入学料などに対する支援も行うなど負担軽減に努めてきております。

こうした中でも、不登校やいじめに悩む子供たちが不安なく高校進学できますように適切な進学指導が必要だと考えております。これまでも中学校では、進学に向けた助言や進学に際しての高校との連携なども行ってきております。

県としては、引き続き定時制・通信制高校における多様な学び方なども紹介いたしますパンフレット「県立高等学校をめざすみなさんへ」の作成、配布ですとか、定時制・通信制高校を含む私立高校を詳しく紹介いたします「進路のしおり」の作成協力なども行ってまいります。中学生の希望に応じた高校選択ができますようにサポートし、不安なく高校進学ができるように今後も努めてまいります。

○副議長（永森直人）佐藤副知事。

〔佐藤一絵副知事登壇〕

○副知事（佐藤一絵）私からは、まず、営農型太陽光発電についての御質問にお答えいたします。

営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングは、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る取組で、農地の一時転用許可を受け、営農を継続しながら発電を行う事業です。

県内では、議員から御紹介がありましたとおり、先般、氷見市で営農型太陽光発電所が完成し、3月1日から商用運転を始めております。また、これまで南砺市で2件、一時転用許可が行われており

ますが、そのうち1件は営農型発電は中止する、また、もう1件につきましてはサツマイモの生産は始まっておりますが、発電設備の設置が完了していないと聞いております。

営農型太陽光発電の取組は、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上などにつながるという期待がある一方で、残念ながら、発電に重きを置き営農がおろそかにされる事例が散見されております。そこで、国では、令和5、6年度から7年度にかけて、ガイドラインの整備や必要な法改正を行いました。これを受けて、営農が適切に継続されない事例を排除するため、農地法の違反転用状態のものなどに対しては、既に国のFIT交付金を一時停止する措置も講じられております。

県内での取組は、冒頭申し上げましたとおり、まだ十分な実績が出ておりません。まずは、実際の農業生産への影響や発電の状況を検証する必要があると思っております。

国においては、昨年策定した食料・農業・農村基本計画において、営農型太陽光発電について望ましい取組を整備するとともに、適切な営農の確保を前提に、市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進すると明記しております。これを受けて、国では現在検討会を設置しまして、望ましい営農型太陽光発電の考え方について整理しております。

県といたしましては、その検討状況を注視した上で、引き続き市町村における動きを情報収集するとともに、制度の周知に努めてまいります。

次に、プラスチックフリー肥料についての御質問にお答えいたします。

県では、プラスチック被覆肥料による環境への負荷を低減するため、農業団体と連携し、プラスチック使用量の段階的な削減と早期の実用化に向け、研究や現地実証を進めてきております。

御紹介いただきましたが、まず大麦用の肥料では、県農業研究所の研究成果を踏まえまして、従来肥料の一部をいわゆるプラスチックフリーである硫黄コート肥料に置き換えた肥料を用いて現地実証を実施してまいりました。その結果、プラスチックの使用量を約5割削減したプラスチック低減肥料について、従来の肥料を使った場合と比べて収量や品質がほぼ同等であるということが確認できました。このため、令和5年産から大麦については実用化しておりまして、令和7年産では県内の栽培面積の約8割で使用されております。

また、水稻用の肥料についても同様に検証を行ってきておりまして、早生品種のてんたかくについては、プラスチックの使用量を約3割削減した肥料の収量や品質は従来の肥料とほぼ同等であったことから、こちらは令和6年産から実用化しておりまして、令和7年産では栽培面積の約3割で使用されております。

肥料の切替えを促進するに当たっては、やはり収量、品質の確保が重要となりますが、中生品種の富富富やコシヒカリの場合は、品種の特性に合わせてより精緻な肥料効果のコントロールが必要とされておりまして、既存のプラスチックフリー肥料ではまだ安定性に欠けるという課題があるということでございます。

県としましては、まず国に対して新たな素材を活用したプラスチックフリー肥料の開発などを引き続き要望したいと思っております。また、農業研究所での研究や現地での実証を着実に積み重ねまして、環境負荷低減と収量、品質の確保を両立する持続可能な農業の推進

にしっかりと努めてまいります。

○副議長（永森直人）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）私からは、能登半島地震からの復旧・復興、液状化対策についてお答えいたします。

現在、液状化被害を受けました5市では、地下水位低下工法を軸に面的整備を行う宅地液状化防止事業の検討が進められております。このうち射水市では、実際に地下水位を下げて効果や影響の有無を確認する実証実験が行われているほか、ほかの市では、地元との調整や説明会など、実証実験に向けた準備や事業実施に対する住民の意向確認などが行われております。

県では9月補正で、課題の一つでありました地域住民の将来負担に対する不安を払拭するため、地下水位低下工法における施設などの長寿命化に要する経費の2分の1を負担する宅地液状化防止対策加速化事業を独自に創設しておりまして、被災市を支援してまいります。また、各被災市では、地下水位低下工法を実施した場合の維持管理費について住民負担を求めないとされたところであります。

富山市蓮町地区で行われました住民意向調査では、議員から御紹介もいただきましたが、多くの方から対策事業の賛同が得られた一方で、工事による家屋などへの影響や騒音、振動への不安から賛同しないとの回答もあったと伺っております。事業の実施に不安を抱えておられる住民の方へは、工事中の他県の事例なども交えて対策事業の効果を丁寧に説明し、将来もその場所で安心して暮らしている地域となること、この共有が大切だと考えております。

今後、各被災市では面的整備の事業化に向け、住民の方の理解が

得られるよう丁寧な情報提供や意見交換が行われ、実証実験において対策事業の効果や地盤沈下などのリスクを確認し、その上で具体の検討が進められていくものと考えております。県としては、被災市と進めていく中で課題がまだあると思います。共有しながら必要な助言を行うなど、液状化対策の実施に向け連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○副議長（永森直人）川西こども家庭支援監。

〔川西直司こども家庭支援監登壇〕

○こども家庭支援監（川西直司）私からは、こども支援委員会の委員配置についての御質問にお答えいたします。

条例に基づき新たに設置いたしますこども支援委員会は、申立て事案について公正、中立な立場から調査や調整活動を通じて解決を図りますほか、申立て事案をきっかけに関連する県の施策について意見を述べる意見表明等ができることとなっております。

こども支援委員会の委員につきましては、子供に関する心理、福祉、法律などそれぞれの分野における専門家5名以内で構成することとし、そのうち複数名は、こうしたそれぞれの専門性に加えて、子供の意見や気持ちを丁寧に聞き取り、かつ関係者に的確に伝えることができる者とする方向で検討を進めております。こうした委員に調査や調整活動において中心的な役割を果たしていただくことで、子供に寄り添った事案の解決だけでなく、子供の権利の尊重、擁護の観点から意義のある意見表明も期待できるものと考えております。

また、専任の専門家を配置することにつきましては、先ほど知事から答弁しましたとおり、こども支援委員会は、こども総合サポー

トプラザに相談してもなお支援が必要な場合に初めて対応することとしておりますので、申立てがあれば速やかに支援できる体制を整えることは大変重要でございますが、現時点では委員を常時配置することまでは想定してございません。なお、この件につきましては、今後の利用状況やニーズの変化を踏まえて検討してまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（永森直人） 広島教育長。

〔広島伸一教育長登壇〕

○教育長（広島伸一） いただきました3問のうち、まずこどもまんなか条例の受止めに関してお答えいたします。

先ほど知事からの答弁にもございましたが、子供を真ん中に据えて保護者、学校など教育関係者、市町村などオール富山で支え育む体制を築くため、子供の権利の尊重、擁護等を基本理念といたします（略称）富山県こどもまんなか条例が今議会に提案されております。

その内容として4点、差別の禁止、生命・発達の権利の保障、子供の意見の尊重、子供の最善の利益を優先して考慮することにつきましては、子どもの権利条約の4原則に沿った内容となっていると考えております。

令和6年度の調査では、県内における不登校児童生徒数やいじめの認知件数、重大事態の発生件数は、令和5年度と同程度の高水準で推移しております。こうした状況も踏まえまして、県教育委員会といたしましては、オール富山の一員として、改めて教職員一人一人が子どもの権利条約及び県条例の趣旨を踏まえ教育活動に当たっていく必要があると考えております。

県条例の制定に伴いまして、厚生部とも連携の上、改めて教職員が子供の人権について意識を高めることができるよう研修などを実施しますほか、スクールカウンセラーなどによります悩みや不安を抱えている児童生徒一人一人に寄り添った相談体制の充実、児童生徒が安心して過ごせる学校内外の多様な居場所の確保を進めまして、子供が安心して学び、生活できる環境づくりに努めてまいります。

次に、中学校における少人数教育についてお答えいたします。

本県では平成21年度から、中1ギャップへの対応や少人数でのきめ細かな指導を行うため、国の加配を活用し、中学校1年生で35人学級か少人数指導のいずれかを選べる選択制を実施してまいりました。こうした中、国から、令和8年度から中学校で年次進行により35人学級を導入する方針が示されましたことから、本県としてこれまで取り組んできた少人数学級と少人数指導を組み合わせる特性を生かした少人数教育につきまして、教員と財源の確保、両面も含めまして検討を進めたところでございます。

この結果、令和8年度におきましては、市町村教育委員会の御意見も踏まえまして、中学校1年生では国の方針どおり35人学級を、中学校2年生では35人学級選択制を実施することとしたところでございます。これに加えまして、引き続ききめ細かな指導を実施しますため、一定の要件を満たした学校に少人数指導を実施するための教員も確保いたしまして、各学校の実情に応じて少人数学級と少人数指導を適切に組み合わせた少人数教育に取り組むこととしたところ です。

御指摘にございました中学校3年生までの少人数学級の実施に必要な定数につきましては、国がその財源も含めて措置することが基

本であると考えております。県教育委員会としては、少人数教育の充実に必要な教職員定数及び財源が確保されますよう、引き続き国に強く要望してまいりたいと考えております。

最後になりますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などについてお答えいたします。

本県では、スクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校及び県立高校へ、またスクールソーシャルワーカーを中核市の富山市を除きます市町村の全中学校区に計画的に配置し、これまで配置時間も増やしながら、不登校やいじめ、虐待をはじめとする教育相談ニーズに対応してきているところでございます。

近年の相談内容につきましては、家庭や経済的な問題、SNS等をめぐるトラブルなど多様な背景を抱えたものが多く、複雑化、深刻化しております。児童生徒の心の問題につきましては、児童生徒や保護者に加え、教員に対するカウンセリングを通じて助言するスクールカウンセラーや問題行動の背景にある家庭環境などの支援に当たりますスクールソーシャルワーカーが、それぞれの専門性を生かして事案に関わることが重要となります。

今後、市町村教育委員会や学校の意見をお聞きしながら、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携の強化を図りますとともに、SOSの出し方に関する教育プログラムや早期からのケース会議への参画など、学校現場での速やかな課題の解決に資するよう効果的な配置とその活用に努めてまいります。また、引き続き国に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る財政支援の拡充を要望するなど、児童生徒の支援体制の充実に向けて取り組んでまいります。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）認知症予防と難聴対策についてのお尋ねでございました。

難聴は認知症の主要なリスクの一つとされており、その対策は重要でございます。国の介護保険保険者努力支援交付金の市町村分の評価指標では、難聴高齢者の早期発見、早期介入に関する取組が配点対象に位置づけられております。

こうしたことから、全国的には補聴器購入への助成を含めた難聴高齢者の早期発見、早期介入の取組は主として市町村で実施されており、県内でも現在4つの市町が補聴器購入の助成に取り組んでおられます。

県としては、難聴対策の重要性に鑑み、今議会に提案している新年度当初予算案に新たにその普及啓発費を盛り込んでおります。認知症月間である9月を中心に、高齢者のほか家族や親族間での働きかけも期待して、その子世代も含めた幅広い世代への普及啓発を行うことを想定しております。

また、全国には、国の保険者機能強化推進交付金を活用いたしまして補聴器購入助成を含めた難聴高齢者の早期発見、早期介入に取り組んでいる市町村もございまして、この取組の内容や交付金活用のポイントを県内市町村に情報提供したところでございます。

引き続き、市町村がこうした取組を実施する際の課題を聞き取り、解決に向けた方策を共に検討するなど、市町村と連携して難聴高齢者の早期発見、早期介入に関する取組を推進してまいります。

以上でございます。

○副議長（永森直人）川津知事政策局長。

〔川津鉄三知事政策局長登壇〕

○知事政策局長（川津鉄三）私からは、データセンター誘致構想とカーボンニュートラルの推進に関する御質問にお答えいたします。

県では、カーボンニュートラルの推進に向け、国の動きも踏まえながら市町村や事業者等と連携して取組を進めております。

南砺市のデータセンターの誘致構想につきましては、現時点では、用地開発事業者が決まった段階でありまして、データセンターを設置、運営する事業者は誘致しているということで、決まっていないものと承知しております。一般的にはデータセンターは大規模な電力消費が伴うため、事業者が決まれば、議員御指摘のとおり、CO₂の排出量ですとか周辺環境への影響、地域住民への安心や御理解を得るため、市によって事業者から確認される必要があると考えております。

南砺市に確認しましたところ、電力調達につきましては、データセンター用地の開発事業者と複数の電力事業者で調整が行われていると承知しております。南砺市から用地開発事業者に対して、可能な限り再エネルギーを活用するよう働きかけると聞いております。

申し上げるまでもなく、企業誘致、立地に際しましては、地域住民の安心・安全が大変重要であります。商工労働部と連携しながら、カーボンニュートラルの観点からは、知事政策局としても南砺市の総合政策局とも情報共有しておりますが、今後も南砺市と十分に情報共有を図ってまいります。

また、国では本年4月からデータセンターのエネルギー使用の効

率化に向けて、事業者が満たすべき効率を設定する、そして省エネ法上の追加措置が講じられる予定であり、今回の事業者が操業時にはこうした措置への対応が求められます。今後もこうした情報も提供しながら、カーボンニュートラルの推進に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（永森直人）火爪弘子議員。

〔33番火爪弘子議員登壇〕

○33番（火爪弘子）御答弁ありがとうございました。3問再質問させていただきます。

まず知事に、こどもの権利条例の略称を我々はこどもまんなかと呼ぶけれども、火爪さんは自由だと言っていて大変ありがとうございました。こどもの権利条例という名称を冠している条例はまだまだ少なくて、やはりとても期待されてきたので、知事にそう言ってもらったことを大々的に宣伝したいと思っております。

それで、質問は見直しなのですが、見直しの姿勢については前向きに御答弁いただきました。ただ、どういう体制で見直ししていくのか、その保障はあるのかということであります。

東京都の条例は3年後の見直しを附則で明記しております。それから、2023年にスタートした南砺市のこどもの権利条例、これとてもよくできていると思うのですが、年に4回こどもの権利委員会が開催されて、アクションプランをつくると。その中で条例の見直し、オンブズパーソンや第三者機関の設置も含めて検討されて、見直しにこどもの権利委員会として取り組むことになっております。

ぜひ、どこでこういう議論をされるのか、その保障をつくって

ただきたいという再質問が一つです。

2 問目は簡単です。蔵堀副知事に、やはり不登校のお子さんの高校進学への悩みは本当に大きいわけであります。前向きな御答弁をいただいたと思って歓迎しております。

どうこういう悩みに応えていくのかということは、中学校の進路指導にはとても無理があると。説明会や相談会をぜひ取り組んでほしい、それを通じて拡大の必要性も広がると思うので、ぜひ、不登校児童生徒に対する支援協議会がありますので、そこで取り上げていただいて検討していただきたい。これが2つ目です。

3 つ目はデータセンターであります。

まず確認をしたいのは、南砺市の問題であるけれども、南砺市だけの問題ではないと申し上げました。これは認められるのでしょうか。東京都昭島市のデータセンターで300メガワットの構想、南砺市が400メガワットですから大きいわけですね。年間180万トンのCO₂を排出すると業者は言っているわけであります。アメリカではデータセンターの6割を超える部分を再生可能エネルギーで確保できるところまで努力が広がっているということなのですね。

構想は大々的に記者会見で300メガワットですとか発表されているのに、そうすると環境はどうなるのか、騒音はどうなるのか、これのCO₂の対策はどうなるのかを聞いても、業者が決まっていなから分からない、説明できないの一点張りなのですね。期待はあるのです。あるのですけれども、全くその説明がない。やはり県や市は、これだけのCO₂排出量が他市の事例を見るとあることを事例として紹介して、対策はこうだと発表しないと不安だけが広がっているわけですね。県は、昭島市の180万トンCO₂排出という数字

とか、県のカーボンニュートラル戦略との関係は認められるのでしょうか。答弁いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）私にはこどもまんなか条例に関して再質問をいただきました。

まだ提案中ですが、先のことも考えてフォローアップ体制を確認したいという御趣旨だと理解しております。

まず、こども総合サポートプラザに相談せずに、支援委員会に直接申立てができるようにしてはどうかという御意見、これに対しては、私どもは、まず4つの相談機関が連携してワンストップで対応することがきめ細やかな支援につながるのと理解しておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、子供の置かれている状況が改善しないときの判断基準は、一定の期間が経過したかどうかではなく、相談者もサポートプラザも状況が改善していないという認識に至った場合を原則とすると、これは条例案の21条に載せてございます。そして、両者の認識に差異がある場合は、相談者の認識を尊重すると、そういう方向の運用で今検討を進めているところです。

なお、こども支援委員会以外の施策については、本条例と相まって施策を推進することになっている既にある条例、子育て支援・少子化対策条例もあるわけですから、これに基づいて設置されている県民会議で行うことにしています。

以上で、再質問へのお答えとします。

○副議長（永森直人）蔵堀副知事。

〔蔵堀祐一副知事登壇〕

○副知事（蔵堀祐一）不登校のお子様の高校への進学に関する御質問でございます。

高校進学の説明会、あるいは相談会について、実際にやればどうかという御質問だったかと思えます。

全国的な例で見ると幾つかそういうことを開催されているところもあると伺っております。ただ、不登校の生徒さんが説明会、相談会に実際に来られるかどうかとか、いろいろ課題もあろうかと思っております。どういったやり方が適切なのか、教育委員会とも相談しながら今後対応を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（永森直人）川津知事政策局長。

〔川津鉄三知事政策局長登壇〕

○知事政策局長（川津鉄三）再質問にお答えいたします。

今回のデータセンターの排出量の関係でありますけれど、CO₂の排出量は、使用電力の化石燃料電源の割合によって大きく変わるため一概には判断できないということで、ただ、南砺市から開発事業者に対しまして、可能な限り再エネを活用するようデータセンターの開発事業者働きかけることは確認しております。

そして県や市は、ほかの事例を見ながら、いろいろなことを説明しながら、こういうことが認められるのかということ、つまりカーボンニュートラル計画をしっかりと推進するのかということだと思いますが、地域住民の皆様の安心や御理解が大変重要でありますので、商工労働部や南砺市などと連携しながらデータセンターの用地開発事業者丁寧に説明を求めてまいりたいと考えております。その際

には、カーボンニュートラルの関係でいきますと、南砺市におかれましては、令和3年にゼロカーボンシティを宣言されて、やはり2050年のカーボンフリーに向けた取組を進めておられます。南砺市とも連携しながら、県としてもカーボンニュートラルの実現に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（永森直人）火爪弘子議員。

〔33番火爪弘子議員登壇〕

○33番（火爪弘子）再答弁ありがとうございました。知事と副知事、ぜひよろしくをお願いします。

データセンターについてももう1回確認させていただきたいと思うのです。

それで私が申し上げたのは、300メガワットの全国の事例で言えばこれだけ出ると。南砺市は400メガワット、第一段階だけでも、第3フェーズまで言うと3.1ギガワットの膨大な集積になると。データセンターの必要性は認めるけれども、再生可能エネルギーの確保、環境という点ではできるだけ分散、可能な限り分散がやはり望ましいのではないかと思うのですね。

昨年、県民会館で東京の事例説明とか研究発表の中で、コンテナ型データセンター、移動データセンターに関する発表があって大変興味深く資料を伺ったのですけれど、やはりこれだけの集積って堂々と業者が発表をして、300メガワットの電源が確保できているのだから、その電力は再生可能エネルギーで供給可能なのかぐらい確認して、県民と地元の説明したらどうでしょうかということ。大変不安が広がっているということで、県でぜひそこら辺、誘致業者

に言うだけではなくて、やはり県として責任を持って調査し、業者にただすと、そういう姿勢が必要なのではないかな。県のカーボンニュートラル戦略がこれで吹っ飛んでしまうという認識があるのかどうなのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○副議長（永森直人）川津知事政策局長。

〔川津鉄三知事政策局長登壇〕

○知事政策局長（川津鉄三）お答えいたします。

少し繰り返すにはなりますけど、やはり使用電源が決まらなないと排出量というのは決まってくないと、そういう状況にあります。

そうした中で確かにいろんな考え方がありますが、決して県としてカーボンニュートラル計画が吹っ飛ぶようなことをしたいわけではありませんので、いろんな手だてがあると思いますので、そちらのほうは、例えば本当に再生可能エネルギーを使うとか、それからいろんなカーボンクレジットを使うとか、いろんな手法をしっかりと南砺市とも話し合いながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（永森直人）以上で火爪弘子議員の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。休憩時間は10分間といたします。

午後3時04分休憩